

熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議傍聴要領

制定 令和 3年 4月 1日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 有識者会議を傍聴しようとする者は、事務局に申し出、傍聴券（別紙様式1）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、有識者会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) その他有識者会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を提示し、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の制限)

第5条 有識者会議の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 有識者会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 有識者会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他有識者会議の秩序を乱し、又は有識者会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第7条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は有識者会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(その他)

第8条 第1条から前条までの規定は、有識者会議に置く分科会について準用する。この場合において、第2条中「別紙様式1」とあるのは、「別紙様式2」と、第4条中「有識者会議の会長」とあるのは、「有識者会議に置く分科会の分科会長」と、第4条、第5条及び第6条中「会長」とあるのは、「分科会長」と読み替える。

附 則

この要領は、決裁を受けた日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議】

(別紙様式2)

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議 ○○分科会】